

与論町告示第63号

与論町単独農地災害復旧事業補助金交付要綱を次のように定めた。

令和6年12月13日

与論町長 田畑 克夫

与論町単独農地災害復旧事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国庫補助の対象とされない農地災害復旧事業において、農家負担の軽減と農業基盤の安定を図るため、台風等の天災による災害（以下「自然災害」という。）によって被害を受けた農地に対して、農地災害復旧事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その交付については、与論町補助金等交付規則（平成5年規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「農地災害復旧事業」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に規定する事業に準ずる事業（以下「農地災害復旧事業」という。）をいう。

(補助金等の交付)

第3条 町は、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条6号に規定する暴力団員に該当する者又はこれらと密接な関係を有している者と認められる者は、補助金を利用することができない。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第4条 補助金の対象事業は、鹿児島県において災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた自然災害又は町長が特別な措置を行う必要があると認めた自然災害における農地災害復旧事業とし、農地の災害復旧（埋没・流出・法面決壊等）に要する経費で、その事業費が3万円以上のものとする。

(補助率及び補助金交付上限額)

第5条 前条に規定する事業に交付する補助金の交付率は、補助対象事業費の100分の90以内とし、補助金交付上限額は40万円とする。

(補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付申請書（規則第4条別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第1号様式）
- (2) 収支予算書（別記第2号様式）
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金等交付決定通知書（規則別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取下げようとするとき

は、当該通知を受けた日から10日以内に町長に書面をもって申し出なければならない。ただし、規則第20条の規定により、手続を統合し又は省略して補助金の交付を受けたときはこの限りでない。

(計画変更の承認等)

第9条 申請者は、第7条の規定による通知を受けた後、補助事業等の内容について変更理由が生じたときは、補助金等変更申請書(規則別記第3号様式)に次に掲げる書類を添えて町長へ提出しなければならない。

(1) 事業変更計画書(別記第3号様式)

(2) 変更収支予算書(別記第4号様式)

2 補助事業等の内容等の変更を承認したときは、補助金等変更承認通知書(規則別記第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(変更決定の通知)

第10条 補助金額の変更を決定したときは、補助金等変更決定通知書(規則別記第5号様式)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 申請者は、補助事業が完了(取下げの承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から起算して30日を経過した日までに、補助事業等実績報告書(規則別記第10号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書(別記第5号様式)

(2) 収支精算書(別記第6号様式)

(補助金の額の確定等)

第12条 補助金の交付確定の通知は、補助金等交付確定通知書(規則別記第12号様式)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、申請者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 申請者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金等交付請求書(規則別記第14号様式)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第14条 規則第18条の規定による補助金の交付の決定の取消し、又は補助金の返還については、補助金受給者が、補助金の交付の決定及び確定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は町長の命令若しくは指示に違反したとき及び次の各号のいずれかに該当するときは、決定通知を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

(1) 申請書その他関係書類に虚偽の記載をしたとき。

(2) 事業の施行方法が不相当と認められるとき。

(3) 事業施行について不正の行為があったとき。

(4) 事業の全部又は一部を停止し、又は取下げしたとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，町長が別に定める。

附 則

この要綱は，令和6年12月13日から施行する。

別記第1号様式（第6条関係）
年度

事業計画書

住 所
申請者
氏 名

- 1 事業名 年度町単独農地災害復旧事業
地区農地災害復旧工事
- 2 事業の目的 災害復旧工事
- 3 事業計画の内容（埋没・流出・法面工 L = m）
- 4 施行方法 業者委託
- 5 着手予定年月日 年 月 日
- 6 完了予定年月日 年 月 日
- 7 事業費 円
- 8 事業費負担区分 町補助金 円
自己負担金 円
- 9 その他参考となるべき事項

別記第2号様式（第6条関係）

年度

収支予算書

1. 収入の部

単位（円）

科目	予算額		摘 要
		うち補助対 象額	
計			

2. 支出の部

単位（円）

科目	予算額		摘 要
		うち補助対 象額	
計			

別記第3号様式（第9条関係）

年度

事業変更計画書

住 所
申請者
氏 名

- | | | | | |
|---|--|--------------------------------|-----|------------------|
| 1 | 事業名 | 年度町単独農地災害復旧事業
地区農地災害復旧工事 | | |
| 2 | 事業の目的 | 災害復旧工事 | | |
| 3 | 前回事業計画の内容（埋没・流出・法面工
変更事業計画の内容（埋没・流出・法面工 | L = | L = | m)
m) |
| 4 | 施行方法 | 業者委託 | | |
| 5 | 前回着手予定年月日
変更着手予定年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 6 | 前回完了予定年月日
変更完了予定年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 7 | 前回事業費
変更事業費 | | | 円
円 |
| 8 | 前回事業費負担区分
変更事業費負担区分 | 町補助金
自己負担金
町補助金
自己負担金 | | 円
円
円
円 |
| 9 | その他参考となるべき事項 | | | |

1. 収入の部

単位（円）

科目	前回予算額		変更後予算額		比較	摘 要
		うち補助 対象額		うち補助 対象額		
計						

2. 支出の部

単位（円）

科目	前回予算額		変更後予算額		比較	摘 要
		うち補助 対象額		うち補助 対象額		
計						

別記第5号様式（第11条関係）
年度

事業実績書

住 所
申請者
氏 名

- 1 事業名 年度町単独農地災害復旧事業
地区農地災害復旧工事
- 2 事業の目的 災害復旧工事
- 3 事業実績の内容
- 4 施工方法 業者委託
- 5 事業着手年月日 年 月 日
- 6 事業完了年月日 年 月 日
- 7 事業費 円
- 8 事業費負担区分 町補助金 円
自己負担金 円
- 9 その他参考となるべき事項

収支精算書

1. 収入の部

単位（円）

科目	決算額		摘 要
		うち補助対 象額	
計			

2. 支出の部

単位（円）

科目	決算額		摘 要
		うち補助対 象額	
計			